

事案の概要について

1. 勧告の内容

- (1) 東北電力株式会社（以下「東北電力」という。）は、同社における工事費負担金の誤精算事案（工事費負担金の精算に際して、同社託送供給等約款に基づく、撤去工事後の資材の残存価額を差し引く処理を行わなかった事案等）の対象者に対し、適切な措置を講ずること。
- (2) 東北電力は、工事費負担金の誤精算事案が今後発生しないよう必要な措置を講ずること。
- (3) 東北電力は、関係法令や約款等に関わる不適正事案を早期に把握して改善できるよう、経営管理体制を含め必要な措置を講ずること。
- (4) 東北電力は、前記(1)、(2)及び(3)に基づいて講じた措置について、平成30年5月31日までに、当委員会に対し、文書で報告すること。

2. 事実

当委員会の平成30年4月20日付け「工事費負担金の誤精算について（報告徴収）」（20180419 電委第2号）に対する東北電力の同月26日付け「工事費負担金の誤精算に関する報告について」その他東北電力提出資料によれば、以下の事実が認められる。

東北電力が定める託送供給等約款では、受電地点への供給設備の工事等の際に、依頼者から工事費負担金として申し受ける工事費の算定において、資材の撤去工事がある場合には、撤去後の資材の残存価額を差し引くこととされている。

東北電力は、少なくとも平成27年度から平成29年度までの間、同社供給区域内の青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県及び新潟県（以下「7県」という。）で竣工された受電地点への供給設備の工事等のうち資材の撤去工事があった案件の一部（計114件、うち特別高圧78件、高圧33件、低圧3件）について、当該処理を行わなかった（以下「本件事案」という。）。本件事案について、当該処理を行っていた場合との差額（返戻総額）は計約8,362万円（うち特別高圧約7,696万円、高圧約662万円、低圧約3万円）である。なお、平成26年度以前における当該処理の実施状況については、現在東北電力において調査中である。

3. 勧告の必要性

- (1) 本件事案において、東北電力は、受電地点への供給設備の工事等の際に、依頼者から工事費負担金として申し受ける工事費について、撤去工事がある場合に、撤去後の資材の残存価額を差し引かず、同社託送供給等約款に定められた方式に基づく工事費の算定を行わなかったことにより、電気事業法第18条第2項に違反したものである。
- (2) 本件事案では、少なくとも平成27年度から平成29年度までの3か年にわたって反復、継続的に法令違反行為が発生している。また、本件事案における過大請求の件数

は、平成27年度から平成29年度までの3か年で114件と多数であり、範囲も7県全域に及んでいる。また、過大請求の額も、3か年で約8,362万円に上るものである。

- (3) 本件事案においては、工事費負担金の精算方法は同社託送供給等約款に明確に記載されているにも関わらず、同社の従業員、及びそれを管理、監督、監査する立場にある役員は、工事費負担金の精算に関するマニュアルの整備・周知徹底等を実施せず、またチェック体制を整備せず、結果的に長期間にわたり法令違反行為を継続させた。また、平成29年8月4日に発電事業者からの問い合わせがあり、法令違反行為の発覚の端緒となる機会は存在していたと認められるが、その後の対応に時間を要し、結果的に法令違反行為を継続させた。こうしたことから、その経営管理体制には改善の必要があると言わざるを得ない。
- (4) 前記のとおり、本件事案は、電気事業法違反行為が多数惹起された事案であって、法令違反の規模、期間、発覚後の対応等を勘案すれば、電力の適正な取引の確保を図るため、前記第1記載の措置を講ずるよう勧告する必要があるものと認められる。